

雇用・労働

仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

現状と課題

近年、経済・産業構造の変化、ライフスタイルの多様化や女性の高学歴化に伴い、女性の職場進出が進み、女性の労働力は地域経済に大きな役割を果たしていると言えます。また、少子化や団塊の世代の定年による労働力不足の解消には、女性の労働力は欠かせない状況であり、女性が男性と平等に働き、その能力を十分発揮できるよう働く女性の権利を保障していかなければなりません。

しかし、労働の場での男女共同参画は、男女雇用機会均等法や育児休業法の施行により改善されつつあるものの、昇進や賃金の面で男女格差があるほか、能力開発のための研修機会が少ないなど、女性の能力評価に偏見が残っていることも事実です。また、景気の低迷などから企業は生き残りをかけて徹底したコスト削減を強いられ、正社員を減らし賃金の低いパートタイム労働者として女性を雇用するなど、女性にとって働きにくい労働環境になっているのが現状です。

一方、働く女性の側にも、家事や育児、介護などの担い手としての役割分担意識から抜け出せないまま、仕事への意欲や能力を持ちながらも補助的な仕事に甘んじている状況があります。

また、農業、商業における女性の家族従事者は、企業等で働いている女性と比較して、時間の制限がないため労働時間が長くなりがちなうえ、家事、育児、介護等も担っており、その負担は大きくなっています。

労働の場における男女共同参画を実現するためには、働く女性労働者（母性）が労働の場においてマイナス要素とならないよう社会的に尊重、保護され、家事、育児、介護等の家庭責任を男女が互いに担うことを認識し、仕事と家庭生活の調和の取れた働き方ができるような社会環境の整備を推進することが重要です。

そのため、働く者の権利を保障するための各種制度の充実と、家庭生活と調和の取れた職場環境を整えるとともに、農業、商業等自営業における女性の労働についても正しく評価し、女性だけでなく男性にとっても活力に満ちた人間らしい働き方や生活ができる社会を築く必要があります。

基本施策

①就業の機会と労働条件の平等を促進します

- ア．女性の能力を男性と対等に評価するとともに、労働環境における男女差別の解消を図ります
- イ．企業に対して各種支援制度の周知や意識改革の機会を提供します
- ウ．パートタイム労働者の権利を確保し労働条件の向上をめざします

②女性が働き続けられる労働環境を整備します

- ア．家庭生活との調和の取れた職場環境を整備します
- イ．育児や介護などを支援し、女性が働き続けられる環境を整備します

③女性の多様な働き方とその支援体制を整えます

- ア．女性の起業のための情報提供や支援制度を整えます
- イ．自営業における女性家族従事者の労働対価を評価するとともに、経営能力や技術向上のための研修機会を提供します
- ウ．女性のキャリアアップ*や再チャレンジ*のための研修機会を設けます

行動計画

①就業の機会と労働条件の平等を促進します

施 策 の 内 容 と 行 動 計 画		担 当 部 署	実 施 年 度				
			H18	H19	H20	H21	H22
ア. 女性の能力を男性と対等に評価するとともに、労働環境における男女差別の解消を図ります							
	男女雇用機会均等法の周知徹底	商工労働課	○	→	→	→	→
*	母性健康管理措置の周知による母性保護の充実	保健衛生課 商工労働課	○	→	→	→	→
*	育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	○	→	→	→	→
	セクシュアル・ハラスメント*の防止啓発	商工労働課	○	→	→	→	→

施 策 の 内 容 と 行 動 計 画		担 当 部 署	実 施 年 度				
			H18	H19	H20	H21	H22
イ. 企業に対して各種支援制度の周知や意識改革の機会を提供します							
*	事業主に対する仕事と家庭の両立支援制度の周知徹底	商工労働課	○	→	→	→	→
*	育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	○	→	→	→	→
	就業環境に関するアンケートを実施	商工労働課			○		
	フレックスタイム制度の周知	商工労働課	○	→	→	→	→
ウ. パートタイム労働者の権利を確保し労働条件の向上をめざします							
	パートタイム労働法等の法制度の周知	商工労働課	○	→	→	→	→
	パートタイム助成金制度の周知	商工労働課	○	→	→	→	→
	労働相談窓口の充実	商工労働課	○	→	→	→	→

②女性が働き続けられる労働環境を整備します

施 策 の 内 容 と 行 動 計 画		担 当 部 署	実 施 年 度				
			H18	H19	H20	H21	H22
ア. 家庭生活との調和の取れた職場環境を整備します							
	県男女イキイキ職場宣言事業所の目標を30社とする 【宣言事業所数:5 社⇒30 社】	男女共同参画推進室	→	→	→	→	○
	県男女イキイキ職場宣言事業所情報交換会の開催 【情報交換会:0 回⇒年 1 回】	男女共同参画推進室		○	→	→	→
	時間単位で取得できる有給休暇制度の導入促進	商工労働課		○	→	→	→
*	事業主に対する仕事と家庭の両立支援制度の周知徹底	商工労働課	○	→	→	→	→
*	育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	○	→	→	→	→
	育児等による退職者の再就職制度の普及促進	商工労働課		○	→	→	→

施 策 の 内 容 と 行 動 計 画		担 当 部 署	実 施 年 度				
			H18	H19	H20	H21	H22
イ. 育児や介護などを支援し、女性が働き続けられる環境を整備します							
*	一時・乳児・障害児・延長保育などの特別保育事業の充実 【延長保育実施箇所数:22ヶ所⇒24ヶ所】 【一時保育実施箇所数:22ヶ所⇒23ヶ所】	子育て支援課		○	→	→	→
*	学童保育などの放課後児童対策の充実 【放課後児童クラブ実施箇所数:17ヶ所⇒22ヶ所】	子育て支援課	○	→	→	→	→
*	母性健康管理措置の周知による母性保護の充実	保健衛生課 商工労働課	○	→	→	→	→
	育児支援ボランティアの登録制度の充実 【ファミリーサポートセンター開設箇所数・登録会員数:1ヶ所・447人⇒3ヶ所・500人】	子育て支援課		○	→	→	→
	地域で育てる子育てセミナーの開催	子育て支援課 生涯学習課	○	→	→	→	→
*	男女が共に参加できるセミナー等の開催	子育て支援課			○	→	→

③女性の多様な働き方とその支援体制を整えます

施 策 の 内 容 と 行 動 計 画		担 当 部 署	実 施 年 度				
			H18	H19	H20	H21	H22
ア. 女性の起業のための情報提供や支援制度を整えます							
	起業支援窓口の充実	商工労働課	○	→	→	→	→
	市独自の起業支援制度の創設	商工労働課			○	－	
	起業セミナー等の開催	商工労働課	○	→	→	→	→
	女性起業家の紹介やネットワーク化の促進	商工労働課			○	→	→
イ. 自営業における女性家族従事者の労働対価を評価するとともに、経営能力や技術向上のための研修機会を提供します							
*	家族経営協定*の啓発と導入の推進 【家族経営協定数:56組⇒76組】	農政課	○	→	→	→	→
*	生活実態調査の実施	男女共同参画推進室		○			
	女性農業士を活用した経営・技術指導の実施	農政課		○	→	→	→
ウ. 女性のキャリアアップ*や再チャレンジ*のための研修機会を設けます							
	各種知識、技術、資格習得のためのセミナーの開催	商工労働課 生涯学習課		○	→	→	→
*	国・県・関係機関が開催する人材養成セミナー等の情報提供と参加促進	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→